

ソ連・東欧諸国における経済改革の新たなうねり

—— 背景と現状 ——

ひら いずみ きみ お
平 泉 公 雄

- I 新たな経済改革の背景
- II 各国における経済改革の諸相

ソ連・東欧諸国では、1978～79年を境として経済改革の新たな高揚が始まっている。改革施策の具体的内容、完成度は国により差があるが、改革のうねりは1980年代に入って以降も持続しており、80年代後半には各国なりの改革の全容が確定されそうな雲行きである。本稿は、これら経済改革の試み、模索の現況を、今日可能なかぎり把握しようとするものである。

I 新たな経済改革の背景

今回の改革のうねりは、1960年代中葉(その開始

時期は、国により63～68年の間でばらつきを持つ)に高まりを見せた「60年代改革」に続くものである。したがって今回の改革を歴史的に把握するためには、前回の改革以降の動きを概観する必要がある。

周知のようにソ連・東欧各国は、1950年代の高度成長のあと、60年代前半に著しい成長鈍化に直面した。当時各国は、成長鈍化の原因を、国民経済における外延的(エクステンシブ)成長源泉の枯渇に求め、新たな成長源泉を、技術革新を軸とする集約的(インテンシブ)発展に求めた。その際各国は、旧来の計画管理システムが集約的成長源泉の発掘に対し、量の一面的追求や生産余力の隠とく等、阻害的に作用するとの認識を等しく持った。

特集にあたって

本特集は、1980年代中葉においてソ連・東欧諸国が解決を迫られている諸問題のうち、とくに重大な意味を持つ経済改革を取り上げる。各国別の詳細な現状分析は、経済改革に関するかぎりソ連とハンガリーに限定されたが、それを補完するため、各国の状況を簡単に概観した小論をつけ加えた。一方、改革のひとつの基本タイプを代表する東ドイツについては、これをとりまく経済環境の特殊性を明らかにする目的で、東西ドイツ間経済関係をとくに取り上げた。またポーランドについては、ソ連型集権制システム導入以前の状況を見るべく、歴史分析的モノグラフを配置した。

こうした認識にもとづき、ソ連・東欧諸国は、成長戦略のなかに二つの要素を持ち込んだ。第1に、西側先進資本主義諸国との経済交流の活発化、第2に、硬直化した集権的計画管理方式の改善、商品・貨幣諸関係の積極的利用、がそれである。西側先進諸国との経済交流は、フルシチョフの登場による「雪どけ」、対西側緊張緩和に支えられつつ、すでに1960年代初頭から通常の貿易取引の活発化として開始されていたが、60年代後半には企業間の直接的生産協力、つまり産業協力がこれに加わり、飛躍的發展を遂げていった。一方経済改革も、対西側経済交流の活発化と歩調を合わせつつ、各国で一斉に実施に移された。

ところが1968年のチェコ事件を契機として、転換が起こる。対西側経済交流は、ひきつづき發展を続けたが、経済改革は、これ以降後退に転じたのである。というのは、1960年代改革のなかでもとくにラディカルな（市場指向的）内容を有していたチェコスロバキアの経済改革構想、およびこれを代表していた改革派が、フサーク政権の登場以降、修正主義として政治的に葬られ、ハンガリーを除くソ連・東欧諸国がこの流れに同調したからである。というより、市場指向型経済改革が孕む政治的インパクトにソ連・東欧諸国が気付き、まず、フサーク政権にチェコ改革を流産させ、ついで各国の改革政策から市場指向的要素を一掃することに向かったと言った方が正確であろう。

幸い、西側技術の導入に助けられ、ソ連・東欧各国の経済実績が1960年代後半から70年代前半にかけ上昇に転じたため、改革後退路線はさしたる困難に直面しなかった。たとえば1970年代前半に、東西デタントの本格的展開を背景として、各国は工業近代化政策(各種近代化プロジェクト)に一斉に着手したが、西側諸国は技術移転、資金供与

に比較的協力的であった。むしろこの過程で、対西側貿易収支は赤字を記録しつづけたが、その規模もさほど危険な水準になかった。

だがこの「幸福なる時代」は、1973年秋の第1次オイルショックの勃発によって終わりをつけた。なぜならオイルショック後、原燃料価格の高騰と深刻化した世界不況下で、輸出工業製品価格の低迷による交易条件の悪化、輸出の不振が著しく進行したからである。こうしたなかで、対外収支赤字が慢性化する一方、その赤字幅も急速に拡大したのであり、それは対西側累積債務の危機的膨張をもたらした。もちろんオイルショックによる経済的影響は、国により大きく異なった。資源輸出国であるソ連、ポーランドの場合、交易条件はむしろ好転した（少なくとも悪化しなかった）。その他の諸国でも、チェコスロバキア、ルーマニアの交易条件悪化は相対的に軽微であった。しかしハンガリー、東ドイツのそれはかなり深刻であった。だがソ連、ポーランドの場合には、食料問題の深刻化といういまひとつ別の問題が存在した。両国の農業生産、とりわけ穀物生産は、ソ連では1979年以降、ポーランドでも76年以降、ほぼ恒常的な低迷を続けた。1978年まで比較的順調な穀物生産をつづけたソ連にしても、食肉消費の急激な増大を背景に、飼料穀物消費が穀物の国内生産を上廻るテンポで拡大したため、すでに72年以降恒常的な穀物輸入国に転落しており、その輸入量は、75～78年間に於いてさへ年平均約1500万トンを達していた。その後ソ連の穀物輸入量は、農業不振の開始とともに1979年には約3000万トン、81年には約4200万トン、84年には約5300万トンへと飛躍的な増加を遂げた。

オイルショック後交易条件の悪化した諸国やポーランドの場合、高度成長路線の再検討を早期に

行なっていれば、対西側累積債務の膨張もそれほど危機の様相を見せずに済んだと思われる。しかし現実には、第2次オイルショックが起きるまで、この面での路線転換はなされなかった。その背景としては、各国が、第1次オイルショック後の世界経済の見通しを誤ったことが挙げられる。第1次オイルショックを「一時的な混乱」とみなし、原油価格の再下落、世界経済景気の急速な回復を予想したのがそれである。ところが実際には、オイルショックによる価格構造の激変は恒常的性格を持つことが、その後明らかとなった。

いずれにせよ各国は、上記の予測に基づき高度成長戦略を1973年以降も続行したが、その際、世界市場価格を国内価格に十分反映させる措置を採らなかった。そのため国内の企業、消費者は、エネルギー・原料価格の上昇に直面することなく、したがってそれらの節約を強制されることもなかった。こうしてこれら諸国のエネルギー・資源消費量は、従来どおりのテンポで急激な拡大を続けたのであり、その輸入量も歯止めなく増大していった。

しかし、対外収支赤字につけを回すこうした路線は、長期的に継続しうるものではない。事実、東欧諸国の高度成長路線は、外庄によって転換を余儀なくされるにいたった。第1に、1978年ごろから西側金融界が、ポーランドの対西側累積債務の急膨張に警戒を強め、対ポーランド融資に慎重になり始めた。こうした抑制的姿勢は、1979年にいたり、第2次オイルショックとソ連のアフガニスタン侵攻を契機に、一挙にソ連・東欧全体にひろげられた。ついでこれにとどめを刺すように、1980年にはポーランド事件が勃発し、同年12月の戒厳令実施をきっかけとして、この資金供給パイプはほぼ完全に閉じられてしまったのである。

第2にソ連が、1978~79年頃から対東欧エネルギー

供給の抑制を口にしはじめた。1980年にはコスイギンが、81~85年間の対東欧エネルギー供給を前5カ年比20%増(1976~80年間の増加率は、43%)に抑えると正式に表明した。事実1981年以降、原油、石油製品は、その供給量が絶対的に削減されるにいたった。かくて西側資金供給の途絶とソ連のエネルギー供給抑制に直面した東欧諸国は、いやおうなく高度成長路線の放棄、経済引締め政策への転換、対外収支の均衡回復を経営の中心に据えざるを得なくなった。

もっとも各国の成長率鈍化は、経済引締め政策への転換(早い国で1979年以降)に先立ち、70年代後半にすでに明確となっていた。これは、交易条件の悪化と対西側輸出不振による国民所得の喪失が、対外信用の取入れだけではカバーしきれないほどに大きかったことを背景としている。オイルショックで膨大な利益を得たソ連も1970年代後半に成長率鈍化に直面したが、それは、コモン内資源輸入諸国とは事情を異にする。この国の場合、成長率鈍化の原因としては、以下のものが考えられる。

(1) 対東欧諸国貿易で実現した黒字の相当部分が累積債権化し、国内建設に投下できなかった、

(2) 対西側貿易における交易条件の改善が、プラント類輸入の場合はそれほど大きくなかった、

(3) 交易条件の改善で得られたハードカレンシーの相当部分が、穀物を中心とする農産物輸入によって失われた、

(4) 投資資源のうち農業分野向けのシェアが著しく上昇したにもかかわらず農業生産が低迷を続けたため、生産国民所得の拡大(成長テンポの上昇)に結びつかなかった、

(5) 動員可能資源のかなりの部分が、軍事目的に投入され、生産的に利用されなかった、

(6) 採掘条件の悪化により、採掘産業への投資が、それに見合った生産量の増加を伴わなかった、

(8) 鉄道、パイプラインの建設等、輸出関連インフラストラクチャーの整備にかなりの投資資源が向けられ、生産能力の直接的拡大には結びつかなかった、

等がそれである。この他、資源、機械・設備の浪費的利用、労働の枯渇等、従来からの諸要因が足をひっぱったことも十分考えられるが、基本的な原因は、せつかくの交易条件改善による利益を、国内生産の成長加速化に生かし切れなかった点にあったといえる(成長鈍化の原因には、経済循環的要因もあったと思われるが、ここではこれらを無視した)。

II 各国における経済改革の諸相

経済成長環境の全般的悪化、成長テンポの鈍化を背景に、各国は目をふたたび経済計画管理メカニズムの欠陥に向け始めた。これが、1970年代末以降今日までつづく経済改革の背景である。

したがって各国の経済改革は、共通の目的を掲げている。(1)労働生産性、資本効率、資源・エネルギー利用効率等、経済効率の抜本的引上げ、(2)品質の向上、(3)国際競争力の向上、(4)技術革新の推進、等がそれである。いうまでもなく、これらの目的は、相互依存的関連を有している。

また、これらを実現するための諸方策が、企業・労働集団に対し経営資源の効率的運用を強制する「ムチ原理」に主として依拠する一方、課題の実現に応えた企業・労働集団に対しては、従来より柔軟な物質的報酬を保証する「アメ原理」を用意する点でも、各国は共通している。

だが政策意図や個々の施策に見られる多くの共

通性にもかかわらず、経済計画管理メカニズムの改善方向には、明瞭に区別される二つの基本的タイプが看取される。その第1は、行政的集権制原理を徹底して貫徹するなかで改善を追求する集権型タイプであり、第2は、市場調整機能の一層の能動化によって改善を追求する市場分権型タイプである。前者は、東ドイツによって代表され、チェコスロバキアがこれに追従しつつある。後者は、ハンガリーによって代表され、ポーランドがこれをめざしている。ソ連は、目下「実験」を実施中であり、必ずしも方向が明確でないが、本特集の長砂論文から筆者がえた印象では、東ドイツ型に向かう可能性が大きい。一方ブルガリアは、集権制(計画の指令的性格)の維持は明確であるが、その枠内での市場的諸関係の積極化がかなり追求されている。したがって今後ブルガリアは、ハンガリー型が良好な成果をえた場合には、この方向に向かう可能性もある。いずれにせよ現段階で東ドイツ型を目標していないことはたしかなように思われる。

東ドイツ型とハンガリー型をいま少し詳細に見ることにする。

東ドイツでは、1970年代の再集権化期に、企業の統合化、企業連合(VVB)の組織化が積極的に進められた。ついで1979~80年間にはVVBがこれより大規模なコンビナートに再編成され今日にいたっている。VVBは同業種生産企業同士の水平的統合体であり、経営組織と位置づけられつつも実質的には行政的・中間管理機関であったが、コンビナートは、技術的・連関を軸に諸企業を組織した垂直的統合体である。相互依存的諸企業による統合体であるため、傘下諸企業に対するコンビナートの支配力は、その技術的基盤からしてVVBのそれよりはるかに強力であり、法的にもコンビ

ナート長には、傘下企業間での生産能力再編成などVVBにはなかった権限が与えられている。

コンビナート体制の確立につづき、1981年末～82年には、コンビナート体制に対応する計画管理メカニズムの基本的枠組が形成された。これを貫く基本的性格は、中央統制の強化であった。それは、以下の諸点にあらわれている。

第1に、計画と経済計算制（独立採算制）のより緊密な結合である。この意味するところは、ひとたび下達された計画諸課題は、コンビナート・企業次元の事情による中途変更を認められず、業績算定の基準として厳格に適用されるということである。計画課題のなかには、(1)原価計画（商品生産高100マルク当りの原価・基本資材原価・管理原価）、(2)生産品目構成、(3)資材・エネルギー消費ノルマ（原単位）、(4)純生産（付加価値）、利潤、企業純所得（利潤+取引税+生産ファンド使用料）、(5)各投資プロジェクトにかかわる具体的な指示や指標、(6)ハードカレンシー獲得、(7)在庫の上限や回転促進課題、(8)品質、等が含まれている。これらインプット・アウトプットにかかわる諸課題を遂行しなかったコンビナートには、物質面、ポスト面で厳格な制裁が適用されるが、上記諸課題を超過達成したコンビナートには、種々の物質的特典が供与されることになっている。計画諸課題は、技術革新を前提としつつも、年々改善が要求される。かくてコンビナートおよびその傘下の企業は、年々引上げられる計画諸課題をてこにたえざる効率向上を強制されるわけである。

中央統制強化の第2の柱は、中央管理レベルで作成される物材バランス表の増大である。これは、コンビナートにおける資材・設備の調達と納入に対する直接的中央統制が拡大されることを意味する。

以上のように東ドイツ型は、一方で大規模経営組織体制を編成し、他方でこれに対する中央の統制を強化する（同時に、コンビナート内部の集権化も進める）構造を有している。これは複雑化した産業構造の下での集権制原理の唯一可能な適用形態とすることができる。

一方ハンガリーでは、本特集の拙稿が詳論しているように、(1)大規模企業体制の緩和（一部巨大企業の解体、巨大企業傘下の一部事業所の独立企業化、各種小規模企業・経営方式の育成）、(2)競争的市場構造の形成促進（市場支配・競争制限行為の禁止、業種規制の緩和）、(3)企業所得の配分に対する中央規制の廃止、(4)市場需給関係にもとづく価格形成の促進等、中央統制の縮小と企業の自主性拡大が追求されている。

むしろここでも実績主義と効率強制が追求されることには変わりはない。しかしここでの実績主義と効率強制は、直接行政的なものでなく、市場競争を通じる経済的強制に力点がおかれている。国家による効率強制は、(1)企業に対する一律主義的租税公課負担の引上げ、(2)効率向上以外の諸手段による収益引上げ（たとえば不当利得価格）の禁止に表現されているだけである。

東ドイツ、ハンガリー以外の諸国における経済改革の動向を以下で簡単に概観しておく。

チェコスロヴァキアでは、1980年に「1980年以降における国民経済計画管理システムの改善措置」が決定され、80年代計画管理システムの枠組が設定された。その内容は、第1に、「部門経済単位」という大規模経営組織の設立、第2に、実績主義の強化、第3に、内外価格の連携強化を通じる、価格面からの予算制約のハード化、第4に、技術革新の推進と資材・エネルギー・労働力の節約をめざす新しい義務計画指標の導入である。し

かし1980年以降における当「改善措置」の実施状況はかなり緩慢であるといわれる。全体としてチェコスロバキアの「経済改革」は、東ドイツ型を目ざしつつも、その徹底性に欠けていることが特徴である。ただし、経済学者の間では近年改革論議が活発化し、市場分権型の改革構想が出されているといわれる。

ポーランドでは、1981年末から82年初にかけ経済改革関連法規が集中的に制定された。その内容は、(1)中央経済計画の指令的性格の放棄、(2)義務指標や指令にかわる経済的規制用具の導入、(3)企業資産の管理、処分面での国営企業の意思決定権限の拡大、(4)国営企業の財務的独立性強化、(5)一般の国内生産・商業企業への貿易権限賦与、(6)多様な価格形態、とりわけ自由価格の広範な導入、(7)企業経営管理への労働者自主管理の導入、をその特徴としている。これら諸特徴のうち(1)~(6)は、1968年ハンガリー経済改革(改革第1段階)の諸特徴に対応し、(7)は、同じくハンガリーの85年改革(改革第3段階)に照応している。つまりポーランドの路線は、ハンガリーのそれと完全に一致している。

ただ、経済改革問題政府全権委員会報告「1983年における経済改革の実現過程と諸結果に関する報告」(1984年6月22日閣議承認)によれば、「1983年における経済機能システムは、再建途上にある経済機能システム」であり、「圧倒的意義を持つ新しい諸要素と並んで、同時に……古い管理モデルの諸要素もあらわれた」と位置づけられている。換言すれば、戒厳令後の経済混乱に起因する経済的諸不均衡の下で、新メカニズムは、いまだその機能を十分に果たしていない。今後の見通しとしては、ヤルゼルスキ政権は改革続行の意思を明らかにしており、当面、行政による経済介入が

緊急避難的措置として続けられるにせよ、一定の均衡回復とともに改革プログラムの実施が進行する可能性が強い。ただし労働者自主管理は、元来政治的圧力の下で導入されたものであり、今後むしろ骨抜きにされる可能性の方が大きい。

ブルガリアでは、1978年4月以降、分権化の方向が明確となった。1968~76年間の再集権化期には、東ドイツのVVBに対応するДЦО(国家経済連合)とその農業版たるАПК(農工複合体)が広範に組織され、1972年にはДЦО・АПКをさらに統合するНСК(全国経済複合体)構想も提起された。その後1978年に一時コンビナート方式が強調されたこともあったが、今日ではこれら大規模経営組織の強調は影をひそめ、代わって新しい企業間協力形態として「協会」が提唱されている。「協会」は、企業の任意参加経営組織であり、行政的統合体でなく、ここには国家計画諸課題も下達されない。

1978年6月の党・閣僚会議布告第29号「経済組織の権限と責任の拡大について」以降、79年中に、産業部門ごとの改革関連法規が公布され、改革が開始された。これらの実験をふまえ、その集大成として1981年12月には「経済メカニズムに関する法令」(閣僚会議布告第53号)が公布された。

この新経済メカニズムは、集権制の枠組を維持しつつも、規制方法の重点を行政指令的方法から経済的アプローチに移動させようとする点に特徴を有している。より具体的には、次のような特徴が見られる。(1)経済計算制原則の徹底、(2)経済的規制用具の活用、(3)経済組織の権限拡大(行政的干渉の除去、相互責任の徹底)、(4)義務指標の削減、(5)多様な価格形態(自由価格を含む)の導入、(5)企業所得分配方式の簡素化、長期安定的・一律主義的ノルマチーフの設定、(6)資金フォンドの決定におけ

る「残余」原則（一定の対外支払義務遂行後に残された財源を賃金に回してよい）の導入、(7)投資財源における自己資金比率の引上げ、投資プロジェクトの判定における審査方式の採用、投資判定基準への収益率の採用、経済組織裁量の投資支出に対する制約の緩和、等がそれである。

以上のように、ブルガリアの新経済メカニズムは、個々の側面ではハンガリー・モデルと共通する点が多い。むしろ計画の指令性は堅持され、ハンガリー・モデルとはその根幹において異なるが、新たに持ち込まれた諸要素は、集権制を弱める方向で作用する。したがってこのメカニズムは、内的整合性に欠け、システムとして安定しない。それゆえ、今後、再集権化か一層の分権化かをめぐる激しい葛藤が避けられないだろう。

ソ連においては、長砂論文で詳論されているように、ブレジネフ末期の1979年7月に新しい動きが開始された。この「1979年決定」自体は、70年代の再集権化期に進行した諸傾向を集体化した性格が強かった。しかし後任のアンドロポフによる「83年決定」、これにもとづく「経済実験」は、企業・合同の経済的自主性・権限・責任の拡大を前面に押し出すことで、かなり風向きを変えた。実際「実験」では、義務計画指標数の削減や経済的ノルマチームの役割向上などが実施されており、そのかぎりで分権的要素が見られる。しかし今後の展望について言えば、集権制から分権制への移行の可能性はかなり小さいように思われる。というのは、長砂論文によれば、ソ連の改革論者たちの間でさえ、(1)大規模生産合同（コンビナート）の形成、これら大規模経済組織の経済的自主性・権限拡大が主張される一方、(2)生産手段卸売商業の発展にはほとんど関心が向けられていないとされているからである。分権制の下で企業に対し効率

向上を強制するには、行政的強制にかえて市場的強制を展開させる以外に道はないと思われるが、そのためには市場構造自体を競争的構造に再編成することが必要である。しかるに、行政的に組織された大規模経済組織の存在、行政的機械・資材補給制の存続は、これと根本的に対立するのである。むしろこうした方向は、東ドイツ型により近いと見られる。

最後に、東ドイツ型とハンガリー型の「優劣」について若干ふれたい。過去数年間の経済実績は、明らかに東ドイツがハンガリーを凌駕していることを示している。東ドイツ、ハンガリーとも対外不均衡の回復に成功したが、その下での成長テンポは東ドイツの方がはるかに高かったからである。だがここから、ただちに東ドイツ型の優位性を結論づけることはできないだろう。なぜなら、本特集の貝出論文が詳細に解明したように、東ドイツには西ドイツからの強力な資金供給パイプが存在し、東ドイツは、対外均衡上の制約において他の東欧諸国よりはるかに有利だからである。こうした有利な条件を持たない東欧諸国（ソ連を除く）が、厳しい世界経済的環境の下ではたして東ドイツ型の道を成功裏に歩めるものなのか、筆者には大いに疑問なのである。

（アジア経済研究所調査研究部）